

## さいたま市告示第623号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図書は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 道路の種類 県道及び市道
- 2 路線名 別冊調書のとおり（別紙省略）
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長  
別冊調書のとおり（別紙省略）